

議案第63号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
全部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとお
り定めるものとする。

令和7年11月27日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、省令の定める基準をもって、その基準とする。

（暴力団の排除）

第4条 家庭的保育事業者等は、東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第6号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準とすること。（第3条関係）
- (2) 暴力団の排除について、規定すること。（第4条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。